

事業所名 グループホーム六じょうや

運 営 推 進 会 議 開 催 報 告 書

開催日時 令和2年12月24日(木)	
参加者(今回は新型コロナウイルスのため集まらず、資料を配布した人数)	議 題
利用者 0 名	1 六じょうや基本理念・目指す場所
利用者家族 9 名	2 入居者情報
地域住民の代表者 3 名	3 利用者の医療看護の状況
市職員 1 名	4 行事報告 実績写真添付
地域包括支援センター職員 1 名	5 身体拘束廃止委員会
見識者 0 名	6 今後の事業計画
事業所 0 名	
会 議 録	
<p>今回は新型コロナウイルスの感染拡大の危険があるため、室内で集まらずに資料をお渡しして回答を待つ形で行いました。</p> <p>2 入居者要介護度の状況、平均年齢、平均介護度、年齢別介護度、面会者数などについて前回との変化を報告しました。</p> <p>3 入居者の医療看護の状況(R2. 10. 21~R2. 12. 23の期間)を報告しました。 〔利用者の転帰状況〕 〔入居者の看護、介護の状況〕 〔利用者の健康教室開催状況〕講師矢萩看護師</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11月 新型コロナウイルスの感染症について(後遺症やワクチン等) ・12月 今後の新型コロナウイルス感染予防についての心得(注意)入居者参加と職員参加で一緒に勉強しています。(別々に参加) <p>4 主な行事報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10月18日 お誕生日会 ・11月30日 紅葉ツアー ・12月 9日 年賀状作り <p>各行事の楽しさを説明し、写真を添付してご家族にも知って頂きました。</p>	

5 身体拘束廃止委員会

「身体拘束と虐待とは何が違うと思いますか」

(瀬戸市職員)

- 身体拘束とは、利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむえない場合に行われるものであり、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件を満たすものとされていることから、要件を満たさない場合や十分に検討をされていない場合には、虐待にあたると思います。

また、要件を満たす場合であってもご本人にとっては心身に負担が生じるものであるため、常に観察を行い、ご本人やご家族に繰り返し説明を行っていくことが必要であると思います。

(職員)

- 必要条件下で行うものが身体拘束で、虐待はそれ以外の方法があるにもかかわらず介護者の都合で行うもの。
- 身体拘束の3要件があるかないかで、虐待と違うと思う。その後の見直しも行わないのが虐待で、見直しを行うのが身体拘束だと思う。

(その他の意見)

(瀬戸市職員)

Q 新型コロナウイルスの感染者が発生した場合の連絡方法や対応等の取り決めはありますか。また、対応等について職員の皆さんへ周知されていますか。

A 感染者が発生したことを確定するまでに、往診医でのPCR検査実施とその後の入院、濃厚接触者にあたる人の検査等、保健所や瀬戸市の協力を得て、ガイドラインに沿って行う予定です。その間に介護者不足が予想される時は、瀬戸市にご相談し、応援を要請したいと思います。

- 連絡方法は緊急連絡網があるため、それに沿って行うつもりです。
- 事業継続の計画はまだ出来ていないため、出来る範囲で作って周知、訓練を行う予定です。

6 今後の事業計画

- 新型コロナウイルスの対応について
- 職員の定着について
- 今後の主な行事について
- 12月25日 クリスマス会
- 12月31日 紅白みよう会（ぜんざいを食べながら）
- 1月1日 新年祝賀式
- 1月2日 書初め
- 1月3日 正月遊び
- 入居者状況

- 次回運営推進会議 2021年2月25日(木)

(新型コロナウイルスにより集会が無理な場合は資料をお届けし、ご意見をお待ちしています)。